

「室蘭・苫小牧地域」業務区域拡大

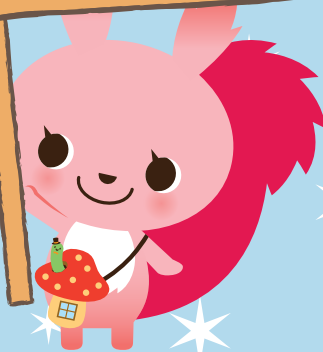
北海道  
建築指導  
センター

# 建築確認申請手数料 割引キャンペーン

確認申請

1万円定額

マスコットキャラクター  
ハウリー



## 対象区域

室蘭市、登別市、伊達市、  
白老町、厚真町、安平町、  
むかわ町

※郵送申請可

## 対象建築物

- 500㎡以内の住宅  
※併用住宅、長屋住宅、共同住宅を含む
- 法6条1項四号の建築物

キャンペーン期間 令和2年4月1日 ▶▶▶ 令和3年3月31日

※令和2年4月1日から令和3年3月31日申請受付分が対象となります。

シールを集めて  
QUOカードを  
もらおう！



詳しくはこちら

[www.hokkaido-ksc.or.jp](http://www.hokkaido-ksc.or.jp)

## お問合せ・申請先

一般財団法人  
北海道建築指導センター  
審査部審査課

〒060-0003  
札幌市中央区北3条西3丁目1番  
札幌北三条ビル8階  
TEL. 011-241-1897 FAX. 011-232-2870

## 一般財団法人北海道建築指導センター建築確認検査業務区域拡大のご案内

当センターでは、令和2年4月1日から札幌市、苫小牧市などの従来の区域に加え、室蘭地域と苫小牧市周辺の地域を建築確認検査業務区域といたします。

区域拡大にあたり、建築確認申請手数料の割引キャンペーンを実施いたしますので、この機会にぜひ当センターをご利用くださいますよう、ご案内申し上げます。

### 記

#### 1 対象区域(新たに業務区域となる区域)

◆室蘭市、登別市、伊達市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町

※これまでの区域

札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、東川町、音更町、芽室町、幕別町、釧路町、厚岸町及び白糠町の全域

#### 2 対象建築物

◆30㎡を超え、500㎡以内の住宅(併用住宅、長屋住宅、共同住宅を含む)

◆建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物

#### 3 確認申請手数料割引キャンペーン

◆面積規模に係わらず、対象区域の確認申請手数料は10,000円(計画変更を除く)です。

※完了検査手数料は、100㎡を超え、200㎡以内のものは2万円です。

◆キャンペーン期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

#### 4 センター提供サービス

##### (1)居ながら申請

確認申請手続が、郵送申請のほか、メール申請で行うことが可能です。

##### (2)併願申請によるメリット

建築確認申請とフラット35及び「まもりすまい保険」を併願申請する場合、フラット35中間現場検査が省略となり、中間検査手数料が掛かりません。(フラット35及び「まもりすまい保険」の検査を同一機関で実施する場合)

##### (3)QUOカードプレゼント

当センターでは、御利用いただいている事業者の皆様に「QUOカードプレゼント」を実施しています。建築確認・中間検査・完了検査、フラット35設計検査・現場検査、長期優良住宅技術的審査、低炭素建築物技術的審査、BELS評価、きた住まいる履歴保管などの申請に対し、戸建て住宅の場合、1申請に応募シール1枚を差し上げます。応募シール10枚を1口としてご応募ください。1口につき「QUOカード1,000円分」をプレゼントします。

お問合せ・申請先 審査部審査課 TEL.011-241-1897 FAX.011-232-2870